

平成六年二十三日提出
質問第八号

ヘリコプター事故に関するに關する質問主意書

提出者 榎崎弥之助

ヘリコプター事故に関する質問主意書

一九九〇年三月二十三日、秋田県十和田湖に墜落したヘリコプターパイロット岳ユミ子さんの事故に関し、以下の質問をする。

朝日航洋株式会社は、ヘリコプター事故を多発させ、同会社の「損益計算書」によれば、航空保険による巨額の特別利益を得てきていることは明白である。他方、事故の被害者に対しては、補償・賠償が充分ではなく、不満が残されている。

本件事故でも、会社はヘリコプター自体については、古い機体であるにもかかわらず、全損事故として充分な保険金を受領しているが、操縦士保険においても相当額の死亡保険金を取得していると推測される。

しかし死亡したパイロットの遺族に対しては極めて不十分な補償しか行われておらず、未解決となっている。

以下、具体的に質問する。

一 運輸省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）

東京航空局が一九九〇年、朝日航洋に対して行った立入検査に関する報告書など詳細な内容を明らかに

されたい。

二 労働省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）

亀戸労働基準監督署が朝日航洋オペレーションセンターに労働基準法等違反の疑いで一九九〇年立入検査をしているはずであるが、その検査に関する報告などの詳細な内容を明らかにされたい。

三 朝日航洋株式会社について調査されたい事項（本件の事故による特別利益について）

1 会社は、いつ、いくらの機体保険金を取得したか。（本件事故は一九九〇年三月二十三日）

2 一九八九年度（一九八九年四月～一九九〇年三月）の本件機体の帳簿価格はいくらか。

3 会社は本件事故により操縦士保険を、いつ、いくら取得したか。

4 死亡したパイロットの遺族に対する補償問題の早期解決について、運輸、労働両省はどのような見解をもっているか。また会社に対し、どのような指導を行ったか。

右質問する。